気象情報提供業務契約書（案）

長野県企業局北信発電管理事務所　所長　五味　浩（以下「発注者」という。）と
〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により、気象情報提供業務に関する契約を締結する。

（総則）
第１条　発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）
第１条の２　受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（業務の名称等）
第２条　業務の名称及び内容は、次のとおりとする。
(1) 業務の名称　気象情報提供業務
(2) 業務の内容　別添「気象情報提供業務仕様書」のとおり

（業務履行期間）
第３条　業務の履行期間は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までとする。

（情報提供料）
第４条　情報提供料は、月額〇〇〇円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）（年額〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円））とする。

（契約保証金）
第５条　受注者は、契約保証金〇〇〇円とし、財務規則第143条第７号の規定によりその納付を免除する。ただし、受注者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付するものとする。

（業務の実施方法等）
第６条　受注者は、別添の仕様書に基づき業務を実施しなければならない。
２　受注者は、前項の仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け業務を実施しなければならない。

（業務報告及び検査）
第７条　受注者は、業務を実施した月ごとに業務完了後10日以内に業務報告書を発注者に提出しなければならない。
２　発注者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。
３　受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指示に従わなければならない。

４　前２項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

（代金の支払）

第８条　受注者は、前条の規定による検査完了後、１ケ月ごとに前月分の情報提供料の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

２　発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（権利義務の譲渡、承継）

第９条　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（再委託の禁止）

第10条　受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約内容の変更）

第11条　発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

２　前項の場合、発注者と受注者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

３　発注者は、第１項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第12条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に業務が行われないことが明らかに認められるとき。

(2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第12条の２　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再発注契約に関する契約解除）

第12条の３　発注者は、この契約の受注者（再発注以降の全ての受注者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再発注契約の解除を求めることができる。

２　発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第13条　受注者は、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に本件業務を完了しないときは、当該期限の翌日から本件業務を完了した日までの日数に応じ、情報提供料年額に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

２　発注者は、その責に帰すべき事由により、第８条に規定する期限までに代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、情報提供料年額に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

３　受注者は、第12条から前条までの規定により契約が解除されたときは、第５条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

４　受注者は、第１項又は第３項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第14条　受注者は、第12条の２の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害）

第15条　受注者は、天災、不可抗力、その他受注者の責によらない事由により生じた損害並びにすべての間接的な損害については、その責を負わないものとする。

２　情報提供の利用は発注者の責において行われるものとし、情報提供に基づいて遂行された活動において発生した、いかなる人的損傷、死亡、所有物の損失、損害等について、受注者の故意または重大な過失による場合を除き、受注者はその責を負わないものとする。

３　発注者における本業務の使用とその管理は発注者の責任とし、発注者の使用上の過誤あるいは第三者よる不正使用等について、受注者はいかなる責も負わないものとする。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第16条　受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第17条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年４月１日

発注者　住　　所　　長野市川中島町四ツ屋１００

職・氏名　　長野県企業局北信発電管理事務所

所　長　五　味　　浩　印

受注者　住　　所

法 人 名

代表者職・氏名　　印

別添

気象情報提供業務仕様書

１　業務内容

２に掲げる気象情報等の発表後、速やかに情報提供するものとする。

２　提供情報

情報種別	地域	情報内容及び条件
気象警報・注意報	長野県長野市 上田市	以下の情報の発表時及び解除時 ・特別警報：大雨、暴風、暴風雪、大雪 ・警　　報：大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪 ・注 意 報：大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、なだれ、低温、着氷、着雪
地震情報	長野県北部 中部	以下の情報の発表時 ・震度３以上

３　提供方法

テレファックスによる

４　提供先

北信発電管理事務所　０２６－２８３－７６１４